

大阪府 公共用地境界確定協議依頼書 オンライン提出の受付開始について

大阪府では、令和6年5月13日（月）から府民の皆様の利便性向上のため、従来の窓口提出に加え、スマートフォンやパソコンから24時間受付可能なオンライン提出の受付を開始します。

○大阪府行政オンラインシステムを利用するメリット

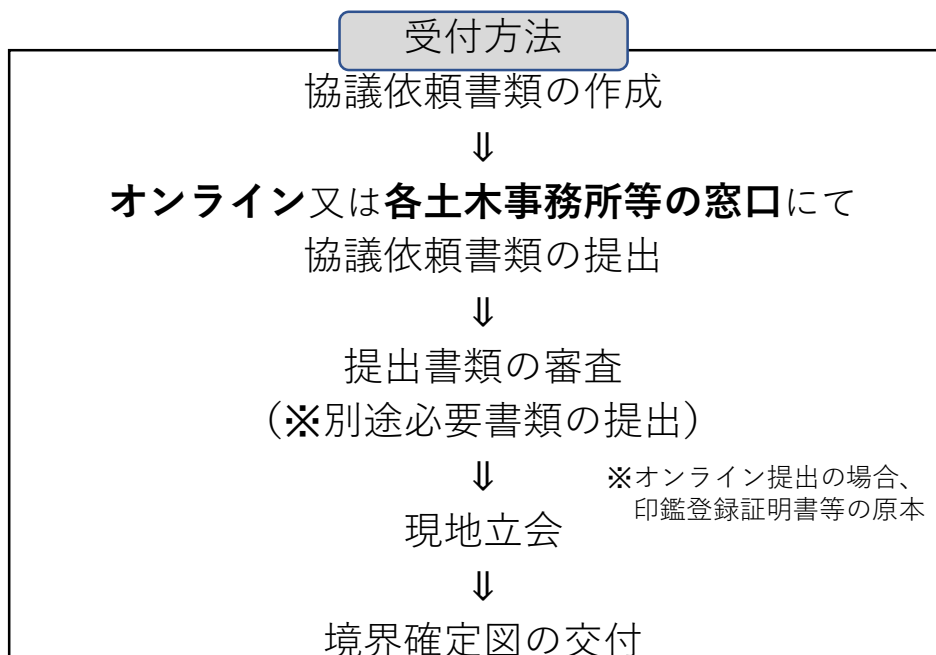
- ・ 提出時に事務所等への訪問不要
- ・ 24時間協議依頼書類の提出可
- ・ 協議依頼書類の印刷不要

QRコードから
大阪府行政
オンラインシステムが
確認できます



○公共用地境界確定協議とは

公共用地（道路敷、河川敷等）と私有地の境界確定を行うものです。協議依頼書類の提出後、書類審査、現地立会等を経て、境界確定図を交付します。



オンライン提出の受付に関する問合せ先

大阪府都市整備部 用地課財産管理グループ TEL：06-6944-6783

★注意事項★

- ・ オンライン提出は、**電子署名ができる土地家屋調査士の方**のみ利用できます。
- ・ 境界確定図の謄本・抄本の発行、及び解約を含む境界確定の依頼はできません。
- ・ 協議依頼にあたり境界確定図の有無等の事前調査を土木事務所等で行ってください。